

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第450号)

平成18年3月30日

横情審答申第450号

平成18年3月30日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成17年11月18日教小中第30482号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求本人に係る横浜市小学校児童指導要録」の個人情報非訂正決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「請求本人に係る横浜市小学校児童指導要録」の個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「請求本人に係る横浜市小学校児童指導要録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年9月2日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 横浜市教育委員会の非訂正理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された非訂正理由説明書によると、本件個人情報については横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報中の保護者の氏名及び出欠の記録の備考欄に記載された「体調不良」については、審査請求人（以下「請求人」という。）から示された資料（戸籍謄本のうち保護者（父親）とされる者の本籍・氏名の記載された欄の写し）の内容からは、当該児童の保護者である客観的な事実が証明されておらず、また、備考欄に記載された「体調不良」を「いじめによる不登校」の誤りとするのが妥当であるとは判断できないため、非訂正とした。

なお、本件訂正請求を受け、当該小学校の校長は、保護者氏名については区役所から送付された入学通知書を確認し、学校側の誤った記載であることが判明したため、本件処分前に職権にて訂正を行い、また、出欠の記録の備考欄については、欠席理由の主なものを記載することが要請されているものの、記載するかどうかは任意であるため、本件処分前に「体調不良」の記載を職権にて抹消した。また、これらの職権での訂正及び抹消については、個人情報非訂正決定通知書とともに、担当者のメモとして、請求人には説明文を送付している。

4 請求人の本件処分に対する意見

請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 請求人は、平成15年6月に当該小学校に編入した。たまに授業を参観すれば、授業中歩き回る子がおり、学級崩壊状態であることは明らかであった。同年10月頃から、同じクラスの複数の児童から日常的にそして継続的に暴行を受けていた。請求人が当時の担任に相談しても無視された。
- (3) 平成16年2月、請求人はある児童に石を食べるように言われた。また、同年同月、ある児童が請求人の失敗を見つけ、仲間と厳しく責め立てた事件をきっかけに、請求人は翌日から、いじめを苦にして7日間学校を休んだが、本件個人情報では「体調不良7」と記載されている。
- (4) 平成16年4月、ある児童が請求人に悪口を言われたことを伝え聞き、翌朝、請求人の教室を訪問し問答無用に殴った。請求人は同月の遠足を欠席した。
- (5) 平成16年7月、体育の授業終了後、請求人が教室に戻ると、ある児童が泣いており、その仲間達が謝れと言うため、理由もわからず強要される形で請求人は謝らされていた。そこへ当時の担任が入り、請求人が当該児童を泣かせたものと思い込み、放課後40分残して叱ったため、請求人の心情を著しく傷つけた。この事件が原因で、8日間学校を休み、その後転校した。しかし、本件個人情報には「体調不良8」と嘘の記載をしているのは、いじめ隠しである。
- (6) 二年生のときの担任は、いじめをあっさり認め、加害児達も素直に謝ったので解決した。しかし、いじめられた被害児にも問題があると述べて、請求人には極端に協調性がない、時間の概念がない、人の話を聞いていないなどと欠点を挙げた。また、暴力を振るう子が多いことを訴えても、「口で言ってわからなければ、手が出ることもある。」などと言い、暴力を容認している。
- (7) 三年生のときの担任は、請求人が泣かせたものとの思い込みで叱ったが、実際には請求人がいじめの被害者であったことがわかると、強引に虚偽の話をでっちあげて、当時の校長に報告した。そのため、請求人は転校を余儀なくされた。また、子供たちが請求人を謝らせたことは正しかったと主張している。教員の資質に大変問題があると考えたため、教育委員会に訴えたら、事実関係をろくに調査もせず、指導主事に建物から追い出された。これは教育委員会の怠慢である。横浜市 of 公立学校では、教育という大切な仕事がおざりにされているのは、残念なことである。

- (8) 平成17年11月に、指導要録に嘘の記載をするに至った経緯について、校長から説明を受けた。その日は学校と教育委員会から参加者があった。校長の話のを要約すると、請求人は2学年時の7日間及び3学年時の8日間、いじめられるから学校に行きたくないと教師に連絡をして休んだが、学校はこれをいじめと認識していない、他に適当な文言がなかったので指導要録の出欠の記録に、不登校の期間を「体調不良」と書いたということである。校長は、この期間に請求人が実際にはいわゆる体調不良ではなく、いじめを訴えて不登校であったことと、虚偽の記載をしたことを認めた。教育委員会事務局教職員人事・企画部小中学校教育課長も、虚偽の記載ではあるが何の実害もないと反論しているが、教師や指導主事がいとも簡単に嘘をつく体質が問題であり、悪質ないじめ隠しである。
- (9) 普段いじめに加担したことの無い比較的良心的な子さえ、請求人に対しては何をしてもよいという意識があり、異常な行動をとる。教師が請求人を酷評するから、子供たちは無意識のうちに教師の模倣をするのである。大切なことはいじめ問題が発生した時に、それを稚拙な嘘で隠すのではなく、子供たちが抱えるストレスが相当のものであることを大人たちが認識することである。3学年時の担任は横浜市の公務員なので、横浜市は教員として採用した責任があり、懲戒権を持つ教育委員会は、嘘の報告を繰り返す当該担任を処分しなくてはならないのである。

5 審査会の判断

(1) 指導要録について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第12条の3第1項では、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（・・・児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。」と規定されており、校長に指導要録の作成を義務づけている。指導要録は、学籍に関する記録及び指導に関する記録を記載するものであり、外部に対する証明等のための原簿であるということと指導のための資料であるということの二つの性格を有している。また、施行規則第15条において、指導要録は「学校において備えなければならない表簿」の一つとして学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存しなければならないものとされている。

(2) 本件訂正請求について

本件個人情報とは、請求人の横浜市立小学校在学中の指導要録である。

本件訂正請求において、請求人は、学籍の記録に記載された保護者氏名のうち1文字の訂正並びに指導に関する記録の2学年及び3学年の出欠の記録・備考欄に記載された「体調不良7」及び「体調不良8」との記載をそれぞれ「いじめによる不登校7」及び「いじめによる不登校8」と訂正することを求めている。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

イ 実施機関は、請求人から示された資料の内容からは、当該児童の保護者である客観的な事実が証明されておらず、また、備考欄の記載内容が誤りであるとは判断できないため非訂正としたと主張している。

ウ そのため、当審査会は、平成18年2月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件訂正請求において、条例第35条に規定される事実と合致することを証明する資料として、保護者の戸籍抄本の写しと思われる文書が提出された。

(イ) 保護者の氏名については、請求者に対し、提出された資料では児童と保護者の関係を確認することができないため改めて証明する資料の提出が必要であるが、学校で保管する入学通知書により確認し、校長の職権で訂正できるため、それでもよいかとの確認を取ったところ、それでかまわないとの返事であった。そのため、本件訂正請求に対して、保護者の氏名は非訂正としたが、非訂正決定通知書と併せて、校長の職権により保護者の氏名を訂正した旨を、教育委員会事務局の担当者より文書で通知している。

(ウ) 出欠の記録の備考欄については、請求人から提出された資料はいじめの事実を証明するものではなく、また、学校としては、いじめがあったとの判断はしていないし、いじめによる不登校との記載はできない。よって、本件訂正請求に対して、備考欄の記載は非訂正とした。

なお、本件訂正請求により校長が改めて事実確認したところ、2学年時の「体調不良7」は、児童の母親から、いじめのため転校を考えており新しい学校が見つかるまでの間欠席させたいとの連絡を受け、当時の担任が記載したものであり、また、3学年時の「体調不良8」は、2日分については、体調がす

ぐれないとの連絡、また、6日分については、児童が学校に行きたくないというので休ませるとの連絡を受け、当時の担任が記載したものであることが認められた。これらのことから、校長は、2学年時の「体調不良」の記載は適切ではなく、また3学年時の「体調不良」の記載は、体調不良以外の理由で欠席した6日分も含めて記載したことが適切ではないと判断し、職権により当該情報を抹消した上で、その旨を保護者氏名の訂正と併せて請求人あて文書で通知したものである。

- (エ) 通常、担任が出欠の記録の備考欄に「体調不良」と記載する場合とは、児童の家庭から体調が悪い、すぐれない等の連絡はあるが、欠席の原因となる病気が明確でないときである。欠席の理由については、その主なものを記載することとしており、その全てを記載するものではなく、また、「いじめによる」との表現はとらない。基本的に記載することが児童にとってその後利益があるとは考えないし、いじめだという証明も難しいものである。

エ 以上のことを踏まえ、本件訂正請求について検討する。

- (ア) 条例第34条は、横浜市が保有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない保有個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該保有個人情報の訂正を請求できることとしているものである。また、訂正請求は当該保有個人情報について事実の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、調査の結果、事実関係が明らかにならなかった場合や、訂正請求内容とは異なる事実が判明した場合においては、訂正をしない旨の決定を行うこととなる。ただし、調査の結果判明した事実が、行政文書に記録されていた内容とも訂正請求の内容とも異なることが明らかとなったときは、必要に応じ、別途、職権により訂正等を行うことになる。

- (イ) 当審査会が関連文書を見分したところ、学籍の記録に記載された保護者氏名については、実施機関が説明するように、請求人の主張どおりに、校長の職権により訂正されていることが認められる。

次に、指導に関する記録のうち出欠の記録の備考欄の「体調不良7」及び「体調不良8」は、本件訂正請求に係る個人情報の開示決定時及び本件訂正請

求時にはその記載が認められたが、その後本件処分前に校長の職権により削除されていることが認められた。これは、実施機関が調査を行った結果、体調不良との記載が不適切であったために行ったものと理解できる。当審査会としても、請求人から訂正を求める事実を証明する資料が提出されておらず、他に請求人の主張が事実であることを示す客観的な資料は存在しないことから、条例第37条第1項の規定に基づく訂正を要するものとは認められない。

(4) 結論

以上のとおり、教育長が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年11月18日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成17年11月24日	・第三部会で審議する旨決定
平成17年12月16日 (第16回第三部会) 平成17年12月22日 (第75回第一部会)	・諮問の報告
平成17年12月26日	・審査請求人から意見書を受理
平成18年1月13日 (第77回第二部会)	・諮問の報告
平成18年1月20日 (第17回第三部会)	・審議
平成18年2月3日 (第18回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年2月17日 (第19回第三部会)	・審議
平成18年2月21日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
平成18年3月3日 (第20回第三部会)	・審議